2　1427-1452MHzの周波数帯において、本決議の表1-1に規定した移動業務のIMTの無線局への不要発射の制限値を満たすために、例えば、チャネル配置、フィルタの改良及び／又はガードバンドといったような軽減措置が必要となる可能性があること。

3　1427-1452MHzの周波数において、表1-1に規定した制限値（ITU-R報告RS.2336の第４節及び第５節も参照）を満たすことを考慮する可能性がある場合にあっては、IMT移動局は、通常、関連する標準化団体によって明示されている機器の仕様に比べより良い性能を示すこと。

以下を決議する。

1　下記の表1-1に示した周波数帯及び業務で使用する無線局の不要発射は、特定の条件の下で、表の中で対応する制限値を超えるべきではないこと。

2　EESS（受動）センサーを運用していない国についても、EESS（受動）センサーは全ての国にとって有益な計測を世界的に行っていることに注目し、以下の表1-2に示した周波数帯及び業務で使用する能動業務の無線局の不要発射が同表で勧告された最大値を超過しないことを確実とするため、主管庁に対し全ての適切な措置を執ることを強く促すこと。

3　無線通信局は、この決議について第９条又は第11条の規定に基づくいかなる審査も調査も行わないものとすること。

表1-1

EESS（受動）周波数帯	能動業務の周波数帯	能動業務	EESS（受動）帯の特定の帯域幅における能動業務の局からの不要な発射電力の制限値[1]
1400 -1427MHz	1427 -1452MHz	移動	IMT基地局については、EESS（受動）帯の27MHz幅において-72dBWとする。 IMT移動局については、EESS（受動）帯の27MHz幅において-62dBW[2、3]とする。
23.6 -24.0GHz	22.55 -23.55GHz	衛星間	2020年１月１日より前に無線通信局が完全な事前情報を受領したnon-GEOの衛星間業務については、EESS（受動）帯のどの200MHz幅においても-36dBWとする。 2020年１月１日以降に無線通信局が完全な事前情報を受領したnon-GEOの衛星間業務については、EESS（受動）帯のどの200MHz幅においても-46dBWとする。
31.3 -31.5GHz	31 -31.3GHz	固定（HAPSを除く。）	2012年１月１日より後に運用が開始された無線局については、EESS（受動）帯のどの100MHz幅においても-38dBWとする。 本制限は、2012年１月１日より前に承認された無線局には適用しない。
50.2 -50.4GHz	49.7 -50.2GHz	固定衛星（地球から宇宙）[4]	WRC-07の最終文書の効力発効日より後に運用が開始された無線局については、 アンテナ利得が57dBi以上の地球局においてはEESS（受動）帯の200MHz幅において-10dBWとする。 アンテナ利得が57dBi未満の地球局においてはEESS（受動）帯の200MHz幅において-20dBWとする。
50.2 -50.4GHz	50.4 -50.9GHz	固定衛星（地球から宇宙）[4]	WRC-07の最終文書の効力発効日より後に運用が開始された無線局については、 アンテナ利得が57dBi以上の地球局においては
			EESS（受動）帯の200MHz幅において-10dBWとする。 アンテナ利得が57dBi未満の地球局においては EESS（受動）帯の200MHz幅において-20dBWとする。
52.6 -54.25GHz	51.4 -52.6GHz	固定	WRC-07の最終文書の効力発効日より後に運用が開始された無線局については、 EESS（受動）帯の100MHz幅において-33dBWとする。

1　不要発射の電力の値は、アンテナ・ポートで計測した値として理解される。

2　この制限値は2015年11月28日までに無線通信局が通告情報を受領したIMTシステムの移動局には適用せず、勧告値として-60dBW/27MHzが適用される。

3　不要発射の電力レベルは、ここでは、15dBmの平均出力で送信している移動局で測定したレベルとして理解される。

4　晴天時において適用される制限値。アップリンク電力制御を使用している地球局では、フェージング状態の時にこれらの制限値を超える可能性がある。

表1-2

EESS（受動）周波数帯	能動業務の周波数帯	能動業務	EESS（受動）の周波数帯の特定帯域幅における能動業務の局からの不要な発射電力の推奨される最大値[1]
1400 -1427MHz	1350 -1400MHz	無線標定[2]	EESS（受動）帯の27MHz幅において-29dBWとする。
		固定	ポイント・ツー・ポイントについては、EESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。
		移動	可搬中継局を除く移動業務の局については、EESS（受動）帯の27MHz幅において-60dBWとする。 可搬型中継局については、EESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。
	1427 -1429MHz	宇宙運用（地球から宇宙）	EESS（受動）帯の27MHz幅において-36dBWとする。
	1427 -1429MHz	移動（航空移動を除く。）	IMTの無線局及び可搬型中継局を除く移動業務局については、EESS（受動）帯の27MHz幅において-60dBWとする。 可搬型中継局についてはEESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。
		固定	ポイント・ツー・ポイントについては、EESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。
	1429 -1452MHz	移動	IMTの無線局、可搬型中継局及び航空遠隔測定局を除く移動業務局については、EESS（受動）帯の27MHz幅において-60dBWとする。 可搬型中継局については、EESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。 航空遠隔測定局[3]については、EESS（受動）帯の27MHz幅において-28dBWとする。
		固定	ポイント・ツー・ポイントについては、EESS（受動）帯の27MHz幅において-45dBWとする。
31.3 -31.5GHz	30.0 -31.0GHz	固定衛星（地球から	アンテナ利得が56dBi以上の地球局においてはEESS（受動）帯の200MHz幅において-9dBWとする。